

環廃対発第 16012003 号
平成 28 年 1 月 20 日

各都道府県・政令市廃棄物処理担当部(局)長殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課長

許可なく一般廃棄物が収集運搬された事案について（通知）

一般廃棄物処理行政の推進については、かねてより種々御尽力、御協力いただいているところである。

さて、今般、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けていないにもかかわらず、学校法人の子会社等が学校法人から一般廃棄物の収集運搬を受託し、市町村の一般廃棄物処理施設まで運搬した事実が判明したところである。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）においては、他の事業者から排出される一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う場合には、当該業を行う区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならないとされている。

このため、事業者が他の事業者に一般廃棄物の収集運搬を委託する際には、市町村から許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者等に委託しなければならないところであり、学校法人が市町村から再三是正するよう指導されていたのにもかかわらず、指導に従わず、無許可の事業者に一般廃棄物の収集運搬の委託を継続して行っていたことは、一般廃棄物の適正な処理への信頼を損ないかねない事態である。

については、都道府県におかれては、廃棄物処理法及び関係法令の遵守について、改めて一般廃棄物の排出事業者への周知の徹底及び適切な指導を行うとともに、類似の事案を把握した場合には厳正な対処を行うよう、貴管内市町村等に対する周知をお願いしたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。